

◎新潟県教育委員会訓令第10号

教育庁本庁
出先機関
教育機関

新潟県教育委員会職員服務規程等の特例を定める規程（平成4年7月新潟県教育長訓令第10号）の一部を次のように改正し、平成27年1月1日から実施する。

平成26年12月26日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員の勤務時間の特例)</p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 小学校に就学している子のある職員であって、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2の2</u>第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19条第3号に規定する事業における相互援助活動を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設その他別に定める事業を行う場所にその子（各事業を利用するものに限る。）を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の勤務時間の特例)</p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 小学校に就学している子のある職員であって、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2</u>第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19条第3号に規定する事業における相互援助活動を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設その他別に定める事業を行う場所にその子（各事業を利用するものに限る。）を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員</p> <p>2～4 (略)</p>